

令和2年3月26日開催

第 17 回

新ひだか町農業委員会総会議事録

新ひだか町農業委員会

第17回新ひだか町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和2年3月26日(金) 午前10時00分

2. 開催場所 ピュアプラザ

3. 出席委員 8 人 (欠席委員2名)

1	番	酒	井	薫	欠
2	番	山	野	幸	出
3	番	中	村	ト	出
4	番	西	村	和	出
5	番	岡	田	夫	出
6	番	安	田	悦	出
7	番	土	居	正	出
8	番	前	谷	武	欠
9	番	野	表	篤	出
10	番	金	森	靖	出

4. 出席事務局職員

事務局長	久	保	稔
主幹	二	本	柳 浩一
主幹	神	谷	貴 史

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 報告第1号 現況確認について

議案第1号 農地法第18条第6項の規定による解約通知について

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について

議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について

議案第5号 農業振興地域における農用地区の変更等に係る意見について

議案第6号 現況証明下附願いに対する発給について

議案第7号 令和元年度令和元年度農業委員会活動計画の点検・評価結果及び令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の決定について

議案第8号 令和2年度の下限面積の確認について

6. 会議の概要

事務局長	<p>それでは、ご案内の時間となりましたので、令和2年3月26日招集、第17回新ひだか町農業委員会総会を開催いたします。</p> <p>なお、本日の欠席者は1番酒井委員、7番前谷委員です。</p> <p>以上により、出席委員は定足数に達しておりますので、農業委員会法第27条第3項及び新ひだか町農業委員会会議規則第8条により、本総会が成立していることを報告いたします。</p> <p>総会の開会にあたり、金森会長よりご挨拶をいただきます。</p>
会長	挨拶
事務局長	<p>それでは、新ひだか町農業委員会会議規則により、議長は会長が務めることとなっております。会長、よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>これより議事に入ります。まず日程第1の議事録署名委員ですが議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。</p> <p>【異議なしの声あり】</p>
議長	<p>それでは、議事録署名委員は、3番中村委員、4番西村委員にお願いいたします。</p> <p>以上で日程第1を終わります。</p>
議長	<p>次に日程第2の報告第1号、現況確認についてを議題とし、報告第1号1番の議案の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>報告第1号の議案書をご覧ください。現況確認については1件です。議案書をもとに説明します。</p>
事務局	<p>【報告第1号1番を議案書をもとに説明】</p> <p>順位1番は、古い住宅が建っておりましたが、取り壊しを行い、隣接農地と一体として利用するべく現況確認申請がございました。現在、家屋はきれいに解体撤去されており、昨日、担当委員に現地確認を行っていただいております。</p>
議長	<p>これより質疑に入ります。何かご質問ございませんか。</p> <p>(質問、意見なし)</p>
議長	<p>なければ、報告第1号は事務局の説明のとおり、承認することとしてよろしいですか。</p> <p>(異議なしの声多数)</p>
議長	<p>賛成多数ですので、報告第1号1番は事務局の報告どおり承認することといたします。</p>
議長	<p>次に議案第1号、農地法第18条第6項の規定による解約通知についてを議題とし、議案第1号1番の議案の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、議案第2号の議案書をご覧ください。農地法第18条第6項の規定による解約通知については5件です。議案書をもとに説明します。</p>
事務局	<p>【議案第1号1番を議案書をもとに説明】</p> <p>順位1番は、土地所有者が離農したため、合意解約により解約するものです。</p>
議長	<p>これより質疑に入ります。何かご質問ございませんか。</p>
4番	<p>この方は、新規就農者ですか。</p>
事務局	<p>新規就農者です。農協や農政課とは十分協議を行ったうえでの離農です。</p>
議長	<p>なければ、議案第1号は事務局の説明のとおり、承認することとしてよろしいですか。</p> <p>(異議なしの声多数)</p>
議長	<p>賛成多数ですので、議案第1号1番は事務局の報告どおり承認することといたします。</p>

議長	次に順位2番についてを、議案といたします。議案の説明をお願いいたします。
事務局	こちらは、両者合意による解約するものです。議案第4号第6番に関係するものです。
議長	これより質疑に入ります。何かご質問ございませんか。 (質問、意見なし)
議長	なければ、議案第1号2番は事務局の説明のとおり、承認することとしてよろしいですか。 (異議なしの声多数)
議長	賛成多数ですので、議案第1号2番は事務局の報告どおり承認することといたします。
議長	次に議案第2号、農地法第3条の規定による許可申請についてを、議題といたします。 事務局より議案第2号1番の議案の説明をお願いいたします。
事務局	それでは、議案第2号の議案書をご覧下さい。農地法第3条の規定による許可申請については1件です。議案書をもとに説明します。
事務局	【議案第2号1番を議案書をもとに説明】 こちらは、親から贈与を受けた農地を自分が経営する法人が借り受けるものです。 なお、経営面積、従事日数など農地法第3条第2項の各号に該当しておらず、許可要件を満たしているものと思われれます。以上ご審議をお願いします。
議長	ただいまの説明に関連して、地区担当農業委員から補足説明をお願いいたします。
9番	議案第2号1番については、事務局の説明のとおりです。
議長	ありがとうございました。これより質疑に入ります。何かご質問ございませんか。 (質問、意見なし)
議長	採決いたします。議案第2号1番について、これを許可することに異議ございませんか。 (異議なしの声多数)
議長	賛成多数ですので、議案第2号1番はこれを許可することと決定いたします。
議長	次に事務局より議案第2号2番の議案の説明をお願いいたします。
事務局	【議案第2号2番を議案書をもとに説明】
事務局	こちらは経営規模拡大のため近隣農地を買い受けるものです。 なお、経営面積、従事日数など農地法第3条第2項の各号に該当しておらず、許可要件を満たしているものと思われれます。以上ご審議をお願いします。
議長	ただいまの説明に関連して、担当農業委員から補足説明をお願いいたします。
7番	議案第2号2番については、事務局の説明のとおりです。
議長	ありがとうございました。これより質疑に入ります。何かご質問ございませんか。
8番	譲受人に売買することとなった経緯について説明願いたい。
事務局	譲り渡し人が相続を受けた東別の農地を近隣の農業者との間で売買の合意があったことから事務局に相談がありました。
議長	それでは他に質疑ございませんか。 (質問、意見なし)
議長	採決いたします。議案第2号2番について、これを許可することに異議ございませんか。

(異議なしの声多数)

議長 賛成多数ですので、議案第2号2番はこれを許可することと決定いたします。

議長 次に事務局より議案第2号3番の議案の説明をお願いいたします。

事務局 【議案第2号3番を議案書をもとに説明】

事務局 こちらは経営規模拡大のため近隣農地を買い受けるものです。
なお、農地法第3条第2項の各号に該当しておらず、許可要件を満たしているものと思われ
ます。以上ご審議をお願いします。

議長 ただいまの説明に関連して、担当農業委員から補足説明をお願いいたします。

8番 議案第2号3番については、事務局の説明のとおりです。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。何かご質問ございませんか。
(質問、意見なし)

議長 採決いたします。議案第2号3番について、これを許可することに異議ございませんか。

(異議なしの声多数)

議長 賛成多数ですので、議案第2号3番はこれを許可することと決定いたします。

議長 次に事務局より議案第2号4番の議案の説明をお願いいたします。

事務局 【議案第2号4番を議案書をもとに説明】

事務局 こちらは経営規模拡大のため近隣農地を買い受けるものです。
なお、経営面積、従事日数など農地法第3条第2項の各号に該当しておらず、許可要件を
満たしているものと思われま。以上ご審議をお願いします。

議長 ただいまの説明に関連して、担当農業委員から補足説明をお願いいたします。

2番 議案第2号4番については、事務局の説明のとおりです。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。何かご質問ございませんか。

(質問、意見なし)

議長 採決いたします。議案第2号4番について、これを許可することに異議ございませんか。

(異議なしの声多数)

議長 賛成多数ですので、議案第2号4番はこれを許可することと決定いたします。

議長 次に事務局より議案第2号5番の議案の説明をお願いいたします。

事務局 【議案第2号5番を議案書をもとに説明】

事務局 こちらは親から農地を生前贈与として受けるものです。
なお、経営面積、従事日数など農地法第3条第2項の各号に該当しておらず、許可要件を
満たしているものと思われま。以上ご審議をお願いします。

議長 ただいまの説明に関連して、担当農業委員から補足説明をお願いいたします。

6番 議案第2号5番については、事務局の説明のとおりです。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。何かご質問ございませんか。

(質問、意見なし)

議長	採決いたします。議案第2号5番について、これを許可することに異議ございませんか。 (異議なしの声多数)
議長	賛成多数ですので、議案第2号5番はこれを許可することと決定いたします。
議長	次に議案第3号、農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請についてを、議題といたします。事務局より議案第3号1番の議案の説明をお願いいたします。
事務局	それでは、議案第3号の議案書をご覧ください。農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請については1件です。議案書をもとに説明します。
事務局	【議案第3号1番を議案書をもとに説明】 順位1番ですが、昨年5月7日付けで許認可を受けた5条転用の砂利採取計画ですが、事業途中で厚真町の被災箇所へのオペレーター及び作業車両の要請が急遽入り、計画どおりに進めることができなくなったとの説明を受けております。この度、申請業者からの申し出で、計画期間を1年延長したいとのことで、現在進捗率が2割程度であり、残り8割を1年延長して続けたいとの期間の変更申請が出されております。 昨日、担当農業委員に現地調査を行っていただきまして理由等により、期間延長はやむを得ないのではないかとのご意見をいただいておりますが、こちらの業者は今回初めての出た業者であり、いきなり予定どおり実施ができなかったことから、事務局においても、現場まで行って社長に来てもらい厳しく指導をさせていただいております。申請も許可されるかどうかは別の問題ですが、申請がとおた場合、残り1年間、今度は、また8割しかできなかったでは済まされない。それでも申請するのであれば、申請を出してくださいとの説明をし、今度できなかったとなれば、今後の許可にも影響することになることも説明し、厳しく指導を行いました。 以上ご審議をお願いします。
議長	ただいまの説明に関連して、地区担当農業委員から補足説明をお願いいたします。
8番	議案第3号1番については、事務局の説明のとおりです。
議長	ありがとうございました。これより質疑に入ります。何かご質問ございませんか。
7番	貸主さんは承諾しているのか。
事務局	貸主さんには、一度途中で完了してはどうかと説明をしましたが、貸主さんの方が、期間を延長してでも進めて欲しいとのことでした。
議長	それでは他に質疑ございませんか。 (質問、意見なし)
議長	採決いたします。議案第3号1番について、これを許可相当することに異議ございませんか。 (異議なしの声多数)
議長	賛成多数ですので、議案第3号1番はこれを許可相当との意見を付して、北海道へ進達することに決定しました。
議長	次に議案第4号、農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてを、議題といたします。
事務局	それでは、議案第4号の議案書をご覧ください。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定については11件です。議案書をもとに説明します。
事務局	【議案第4号1番を議案書をもとに説明】
事務局	順位1番ですが、経営規模拡大のため隣接農地を買い受けたいものです。なお、強化促進法第18条第3項の各要件をみたしているものと考えます。 以上で議案の説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関しまして、地区担当農業委員より補足説明ありませんか。

9番 議案第4号1番については、事務局の説明のとおりです。

議長 ありがとうございました。これより質疑に入ります。何かご質問ございませんか。
(質問、意見なし)

議長 採決いたします。議案第4号1番の集積計画について決定とすることに異議ございませんか。
(異議なしの声多数)

議長 賛成多数ですので、議案第4号1番の集積計画についてこれを決定とします。

議長 次に事務局より議案第4号2番の議案の説明をお願いいたします。

事務局 【議案第4号2番を議案書をもとに説明】

事務局 順位2番ですが、経営規模拡大のため隣接農地を買い受けたいものです。なお、強化促進法第18条第3項の各要件をみたしているものと考えます。以上で議案の説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関しまして、地区担当農業委員より補足説明ありませんか。

6番 議案第4号2番については、事務局の説明のとおりです。

議長 ありがとうございました。これより質疑に入ります。何かご質問ございませんか。
(質問、意見なし)

議長 採決いたします。議案第4号2番の集積計画について決定とすることに異議ございませんか。
(異議なしの声多数)

議長 賛成多数ですので、議案第4号2番の集積計画についてこれを決定とします。

議長 次に事務局より議案第4号3番の議案の説明をお願いいたします。

事務局 【議案第4号3番を議案書をもとに説明】

事務局 順位3番ですが、経営規模拡大のため隣接農地を借り受けたいものです。なお、強化促進法第18条第3項の各要件をみたしているものと考えます。以上で議案の説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関しまして、地区担当農業委員より補足説明ありませんか。

6番 議案第4号3番については、事務局の説明のとおりです。

議長 ありがとうございました。これより質疑に入ります。何かご質問ございませんか。
(質問、意見なし)

議長 採決いたします。議案第4号3番の集積計画について決定とすることに異議ございませんか。
(異議なしの声多数)

議長 賛成多数ですので、議案第4号3番の集積計画についてこれを決定とします。

議長 次に事務局より議案第4号4番の議案の説明をお願いいたします。

事務局 【議案第4号4番を議案書をもとに説明】

事務局 順位4番ですが、経営規模拡大のため隣接農地を借り受けたいものです。対象地は河川敷地に隣接している狭隘な農地であり、良い牧草が取れないということで使用貸借するものです。なお、強化促進法第18条第3項の各要件をみたしているものと考えます。

以上で議案の説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関しまして、地区担当農業委員より補足説明ありませんか。

6番 議案第4号4番については、事務局の説明のとおりです。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。何かご質問ございませんか。
(質問、意見なし)

議長 採決いたします。議案第4号4番の集積計画について決定とすることに異議ございませんか。
(異議なしの声多数)

議長 賛成多数ですので、議案第4号4番の集積計画についてこれを決定とします。

議長 次に事務局より議案第4号5番の議案の説明をお願いいたします。

事務局 【議案第4号5番を議案書をもとに説明】

事務局 順位5番ですが、新規就農のため隣接農地を借り受けたいものです。新規就農案件でありますので経営計画書により説明します。千里ファームは浦河で軽種馬牧場を経営しており、経営の拠点をこちらに移すべく、縁あって対象地を借り受けることとなりました。現在会社の住所を移しており、今後は浦河から軽種馬を移す計画であります。なお、強化促進法第18条第3項の各要件をみたしているものと考えます。以上で議案の説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関しまして、地区担当農業委員より補足説明ありませんか。

6番 議案第4号5番については、事務局の説明のとおりです。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。何かご質問ございませんか。
(質問、意見なし)

議長 採決いたします。議案第4号5番の集積計画について決定とすることに異議ございませんか。
(異議なしの声多数)

議長 賛成多数ですので、議案第4号5番の集積計画についてこれを決定とします。

議長 次に事務局より議案第4号6番の議案の説明をお願いいたします。

事務局 【議案第4号6番を議案書をもとに説明】

事務局 順位6番ですが、経営移譲したため、農地を借り受けたいものです。なお、強化促進法第18条第3項の各要件をみたしているものと考えます。以上で議案の説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関しまして、地区担当農業委員より補足説明ありませんか。

2番 議案第4号6番については、事務局の説明のとおりです。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。何かご質問ございませんか。
(質問、意見なし)

議長 採決いたします。議案第4号6番の集積計画について決定とすることに異議ございませんか。
(異議なしの声多数)

議長 賛成多数ですので、議案第4号6番の集積計画についてこれを決定とします。

議長 次に事務局より議案第4号7番の議案の説明をお願いいたします。

事務局 【議案第4号7番を議案書をもとに説明】

事務局 順位7番ですが、経営移譲したため、農地を借り受けたいものです。
なお、強化促進法第18条第3項の各要件をみたしているものと考えます。
以上で議案の説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関しまして、地区担当農業委員より補足説明ありませんか。

2番 議案第4号7番については、事務局の説明のとおりです。

議長 ありがとうございました。これより質疑に入ります。何かご質問ございませんか。
(質問、意見なし)

議長 採決いたします。議案第4号7番の集積計画について決定とすることに異議ございませんか。
(異議なしの声多数)

議長 賛成多数ですので、議案第4号7番の集積計画についてこれを決定とします。

議長 次に事務局より議案第4号8番の議案の説明をお願いいたします。

事務局 【議案第4号8番を議案書をもとに説明】

事務局 順位8番ですが、利用権の再設定を行うものです。現在の契約が終了すること
なお、強化促進法第18条第3項の各要件をみたしているものと考えます。
から新たに利用権を設定するものです。
以上で議案の説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関しまして、地区担当農業委員より補足説明ありませんか。

6番 議案第4号8番については、事務局の説明のとおりです。

議長 ありがとうございました。これより質疑に入ります。何かご質問ございませんか。
(質問、意見なし)

議長 採決いたします。議案第4号8番の集積計画について決定とすることに異議ございませんか。
(異議なしの声多数)

議長 賛成多数ですので、議案第4号8番の集積計画について決定します。

議長 次に事務局より議案第4号9番の議案の説明をお願いいたします。

事務局 【議案第4号9番を議案書をもとに説明】

事務局 順位9番ですが、経営規模拡大のため、近隣農地を借り受けるものです。
なお、強化促進法第18条第3項の各要件をみたしているものと考えます。
以上で議案の説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関しまして、地区担当農業委員より補足説明ありませんか。

6番 議案第4号9番については、事務局の説明のとおりです。

議長 ありがとうございました。これより質疑に入ります。何かご質問ございませんか。
(質問、意見なし)

議長 採決いたします。議案第4号9番の集積計画について決定とすることに異議ございませんか。
(異議なしの声多数)

議長 賛成多数ですので、議案第4号9番の集積計画についてこれを決定とします。

議長 次に事務局より議案第4号10番の議案の説明をお願いいたします。

事務局	【議案第4号10番を議案書をもとに説明】
事務局	順位10番ですが、経営規模拡大のため、近隣農地を借り受けるものです。なお、強化促進法第18条第3項の各要件をみたしているものと考えます。以上で議案の説明を終わります。
議長	ただいまの説明に関しまして、地区担当農業委員より補足説明ありませんか。
6番	議案第4号10番については、事務局の説明のとおりです。
議長	ありがとうございました。これより質疑に入ります。何かご質問ございませんか。 (質問、意見なし)
議長	採決いたします。議案第4号10番の集積計画について決定とすることに異議ございませんか。 (異議なしの声多数)
議長	賛成多数ですので、議案第4号10番の集積計画についてこれを決定とします。
議長	次に事務局より議案第4号11番の議案の説明をお願いいたします。
事務局	【議案第4号11番を議案書をもとに説明】
事務局	順位11番ですが、経営規模拡大のため、近隣農地を買い受けるものです。なお、強化促進法第18条第3項の各要件をみたしているものと考えます。以上で議案の説明を終わります。
議長	ただいまの説明に関しまして、地区担当農業委員より補足説明ありませんか。
6番	議案第4号11番については、事務局の説明のとおりです。
議長	ありがとうございました。これより質疑に入ります。何かご質問ございませんか。 (質問、意見なし)
議長	採決いたします。議案第4号11番の集積計画について決定とすることに異議ございませんか。 (異議なしの声多数)
議長	賛成多数ですので、議案第4号11番の集積計画についてこれを決定とします。
議長	ここで事務局より追加議案の申し出がありましたので、議案第4号12番として許可します。議案の説明をお願いいたします。
事務局	【議案第4号12番を議案書をもとに説明】
事務局	順位12番ですが、経営規模拡大のため、近隣農地を買い受けるものです。なお、強化促進法第18条第3項の各要件をみたしているものと考えます。以上で議案の説明を終わります。
議長	ただいまの説明に関しまして、地区担当農業委員より補足説明ありませんか。
6番	議案第4号12番については、事務局の説明のとおりです。
議長	ありがとうございました。これより質疑に入ります。何かご質問ございませんか。 (質問、意見なし)
議長	採決いたします。議案第4号12番の集積計画について決定とすることに異議ございませんか。 (異議なしの声多数)
議長	賛成多数ですので、議案第4号12番の集積計画についてこれを決定とします。

議長	次に議案第5号、農業振興地域における農用地域の変更等に係る意見について、議題とします。 事務局より議案第5号1番の議案の説明をお願いいたします。
事務局	それでは、議案第5号の議案書をご覧ください。農業振興地域における農用地域の変更等に係る意見については1件です。議案書をもとに説明します。
事務局	【議案第5号1番を議案書をもとに説明】
事務局	順位1番は、隣接農業者に所有権移転を行うため、今後についても農用地として利用することから、編入するものです。 昨日、地区担当委員に現地調査を行っていただき、編入について適当であるのご意見をいただいております。
議長	ただいまの説明に関しまして、地区担当農業委員より補足説明ありませんか。
6番	議案第5号1番については、事務局の説明のとおりです。
議長	ありがとうございました。これより質疑に入ります。何かご質問ございませんか。 (質問、意見なし)
議長	採決いたします。議案第5号1番について、これを適当とすることに異議ございませんか。 (異議なしの声多数)
議長	賛成多数ですので、議案第5号1番はこれを適当であると決定し、町長への意見とします。
議長	次に、議案第6号現況証明下附願いに対する発給についてを、議題といたします。事務局より、議案第6号1番の議案の説明をお願いいたします。
事務局	それでは、議案第6号の議案書をご覧ください。現況証明下附願いに対する発給については6件です。議案書をもとに説明します。 【議案第6号1番を議案書をもとに朗読】
事務局	順位1番ですが、山林と国土に囲まれた宅地と隣接した農振区域外の狭隘な農地であります。現在、牧柵に囲まれた放牧地になっておりますが、国道に隣接していることから放牧地には向かないことからこの度処分するため証明願いが出されました。 昨日、現況調査を地区担当委員に行っていただき、放牧地に適さない農振区域外の農地であることから非農地である旨のご意見をいただいております。
議長	ただいまの説明に関連して、地区担当農業委員より補足説明ありませんか。
4番	議案第6号1番については、事務局の説明のとおりです。
議長	ありがとうございました。これより質疑に入ります。何かご質問ございませんか。 (質問、意見なし)
議長	採決いたします。議案第6号1番については、現況証明を発給することと決定してよろしいですか。 (異議なしの声多数)
議長	賛成多数ですので、議案第6号1番については現況証明を発給することと決定いたします。
議長	次に、議案第6号2番について議題といたします。事務局より、議案第6号2番の議案の説明をお願いいたします。
事務局	それでは、議案第6号2番の議案書をご覧ください。 【議案第6号2番を議案書をもとに説明】

事務局 順位2番ですが、周囲が宅地化されいる農振区域外の農地であります。この度ここを地目整理し処分するため証明願いが出されました。昨日、現況調査を地区担当委員に行っていたいただき、今後営農作付をする見込みがないことから非農地である旨のご意見をいただいております。

議長 ただいまの説明に関連して、地区担当農業委員より補足説明ありませんか。

4番 議案第6号2番については、事務局の説明のとおりです。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。何かご質問ございませんか。
(質問、意見なし)

議長 採決いたします。議案第6号2番については、現況証明を発給することと決定してよろしいですか。
(異議なしの声多数)

議長 賛成多数ですので、議案第6号2番については現況証明を発給することと決定いたします。

議長 次に、議案第6号3番について議題といたします。事務局より、議案の説明をお願いいたします。

事務局 それでは、議案第6号3番の議案書をご覧下さい。

【議案第6号3番を議案書をもとに説明】

事務局 順位3番ですが、申請地は過去に現況証明が出されている農地であり、非農地であるとの議決を受けている場所であります。こちらは周囲が公営住宅と非農地に挟まれた農振区域外の農地であります。過去に非農地であるとの議決をいただいておりますが、履行されていなかったことから、この度、再発行を求め申請が出されております。昨日、現況調査を地区担当委員に行っていたいただき、現況は非農地であり、やむを得ないとの意見をいただいております。

議長 ただいまの説明に関連して、地区担当農業委員より補足説明ありませんか。

4番 議案第6号3番については、事務局の説明のとおりです。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。何かご質問ございませんか。
(質問、意見なし)

議長 採決いたします。議案第6号3番については、現況証明を発給することと決定してよろしいですか。
(異議なしの声多数)

議長 賛成多数ですので、議案第6号3番については現況証明を発給することと決定いたします。

議長 次に、議案第6号4番について議題といたします。事務局より、議案の説明をお願いいたします。

事務局 それでは、議案第6号4番の議案書をご覧下さい。

【議案第6号4番を議案書をもとに説明】

事務局 順位4番ですが、周辺には宅地や取り付け道路が敷設されておりまして、農用地区域外の農地でありまして、この度地目整理し処分するため非農地にするべく証明願いが出されたものです。昨日、現況調査を地区担当委員に行っていたいただき、周辺は宅地化される見込みのある場所で、今後営農作付をする見込みがないことから非農地である旨のご意見をいただいております。

議長 ただいまの説明に関連して、地区担当農業委員より補足説明ありませんか。

8番 議案第6号4番については、事務局の説明のとおりです。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。何かご質問ございませんか。
(質問、意見なし)

議長	採決いたします。議案第6号4番については、現況証明を発給することと決定してよろしいですか。 (異議なしの声多数)
議長	賛成多数ですので、議案第6号4番については現況証明を発給することと決定いたします。
議長	次に、議案第6号5番について議題といたします。事務局より、議案の説明をお願いいたします。
事務局	それでは、議案第6号5番の議案書をご覧ください。 【議案第6号5番を議案書をもとに説明】
事務局	順位5番ですが、傾斜地であり管理が難しい土地であり、以前から農地パトロールで話題になっている農地であり、この度近隣のこの度地目整理し処分するため非農地にするべく証明願いが出されたものです。 昨日、現況調査を地区担当委員に行っていたが、周辺は宅地化される見込みのある場所で、今後営農作付をする見込みがないことから非農地である旨のご意見をいただいております。
議長	ただいまの説明に関連して、地区担当農業委員より補足説明ありませんか。
8番	議案第6号5番については、事務局の説明のとおりです。
議長	ありがとうございました。これより質疑に入ります。何かご質問ございませんか。 (質問、意見なし)
議長	採決いたします。議案第6号5番については、現況証明を発給することと決定してよろしいですか。 (異議なしの声多数)
議長	賛成多数ですので、議案第6号5番については現況証明を発給することと決定いたします。
議長	次に、議案第6号6番について議題といたします。事務局より、議案の説明をお願いいたします。
事務局	それでは、議案第6号6番の議案書をご覧ください。 【議案第6号6番を議案書をもとに朗読】
事務局	順位6番ですが、周辺には宅地や取り付け道路が敷設されておりまして、農用地区域外の農地でありまして、この度地目整理し処分するため非農地にするべく証明願いが出されたものです。 昨日、現況調査を地区担当委員に行っていたが、周辺は宅地化される見込みのある場所で、今後営農作付をする見込みがないことから非農地である旨のご意見をいただいております。
議長	ただいまの説明に関連して、地区担当農業委員より補足説明ありませんか。
8番	議案第6号6番については、事務局の説明のとおりです。
議長	ありがとうございました。これより質疑に入ります。何かご質問ございませんか。 (質問、意見なし)
議長	採決いたします。議案第6号6番については、現況証明を発給することと決定してよろしいですか。 (異議なしの声多数)
議長	賛成多数ですので、議案第6号6番については現況証明を発給することと決定いたします。
議長	次に、議案第7号令和元年度農業委員会活動計画の点検・評価結果及び令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画の策定について議題といたします。事務局より、議案の説明をお願いいたします。
事務局	それでは、別添資料をご覧ください。

<p>議長</p> <p>議長</p> <p>議長</p>	<p>【議案第7号を議案書及び資料をもとに説明】</p> <p>ありがとうございました。これより質疑に入ります。何かご質問ございませんか。 (質問、意見なし)</p> <p>採決いたします。議案第7号については、承認することにご異議ございませんか。 (異議なしの声多数)</p> <p>賛成多数ですので、議案第7号は承認することと決定いたします。</p>
<p>議長</p> <p>事務局</p> <p>議長</p> <p>議長</p> <p>議長</p>	<p>次に、議案第8号令和2年度の下限面積の確認についてを議題といたします。事務局より、議案の説明をお願いいたします。</p> <p>それでは、別添資料をご覧ください。</p> <p>【議案第8号を議案書及び資料をもとに説明】</p> <p>新規就農等の場合に下限面積、通常であれば2ha以上でなければなりません。施設園芸、ビニールハウスの場合は、2ha未満であっても経営できることから、2ha未満でも認めていくという方針の変更を行わないとするものです。以上、説明を終わります。</p> <p>ありがとうございました。これより質疑に入ります。何かご質問ございませんか。 (質問、意見なし)</p> <p>採決いたします。議案第8号については、承認することにご異議ございませんか。 (異議なしの声多数)</p> <p>賛成多数ですので、議案第8号は承認することと決定いたします。</p>
<p>議長</p> <p>事務局</p> <p>議長</p> <p>議長</p> <p>議長</p>	<p>ここで事務局より、追加議案の申し出がありましたので、これを議案第9号として許可します。事務局説明願います。</p> <p>議案第9号は、農業委員会の職員の任免についてでございます。この度、町の内示がありましたので、それに伴い承認願うものです。それでは、別添の議案をご覧ください。</p> <p>【議案第9号を議案書及び資料をもとに説明】</p> <p>議案第9号については、承認することにご異議ございませんか。 (異議なしの声多数)</p> <p>賛成多数ですので、議案第9号は承認することと決定いたします。</p> <p>よろしいですか。それでは、以上をもちまして、新ひだか町農業委員会第17回総会を閉会いたします。</p>
	<p>(終了時刻 午前11時24分)</p> <p>以上のとおり、会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名捺印する。</p> <p>令和2年3月26日(議事録調整日 令和2年5月31日)</p>

新ひだか町農業委員会会長

印

議事録署名委員

印

議事録署名委員

印

3

—

o

—

.

)

-

-

-

-

3
E

-

-

-

-

-